

平成 20 年 8 月 8 日 開会

平成 20 年 8 月 8 日 閉会

佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

8月定例会会期及び議事日程	2	白武 悟議員	16
8月定例会付議事件	3	井邊正文総務課長	17
		白武 悟議員	17
△ 8月8日(金)		川副梅夫業務課長	18
出欠議員氏名	5	白武 悟議員	18
地方自治法第121条による出席者	5	川副梅夫業務課長	18
開 会	6	白武 悟議員	19
議席の指定	6	井邊正文総務課長	19
会期の決定	6	白武 悟議員	19
議事日程	6	井邊正文総務課長	19
諸報告	6	白武 悟議員	19
会議録署名議員の指名	6	井邊正文総務課長	19
議案上程	6	白武 悟議員	19
提案理由説明	7	井邊正文総務課長	20
横尾俊彦広域連合長	7	白武 悟議員	20
議案に対する質疑	8	井邊正文総務課長	20
広域連合一般に対する質問	8	白武 悟議員	20
本田耕一郎議員	8	井邊正文総務課長	21
井邊正文総務課長	9	白武 悟議員	21
本田耕一郎議員	11	馬場俊行事務局長	21
井邊正文総務課長	11	白武 悟議員	21
本田耕一郎議員	12	馬場俊行事務局長	22
井邊正文総務課長	12	白武 悟議員	22
本田耕一郎議員	12	井邊正文総務課長	22
井邊正文総務課長	12	白武 悟議員	22
本田耕一郎議員	13	討 論	22
井邊正文総務課長	13	採 決	22
本田耕一郎議員	13	議決事件の字句及び数字等の整理	23
井邊正文総務課長	13	閉 会	23
本田耕一郎議員	13	(資料)	
井邊正文総務課長	13	一般質問項目表	26
本田耕一郎議員	13		
井邊正文総務課長	14		
本田耕一郎議員	14		
井邊正文総務課長	14		
本田耕一郎議員	14		
井邊正文総務課長	15		
本田耕一郎議員	15		
横尾俊彦広域連合長	15		

8 月 定 例 会

◎ 会 期 1 日 間

議 事 日 程

日次	月 日	曜	議 事 要 項
1	8 月 8 日	金	午前10時開会 議席の指定 会期の決定 諸報告 会議録署名議員の指名 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 広域連合一般に対する質問 討 論 採 決 閉 会

◎ 8月定例会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第6号議案 平成19年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 第7号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 第8号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第9号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10号議案 専決処分について(佐賀県市町総合事務組合理約の変更)

0

平成20年8月8日(金) 午前10時 開会

出席議員

1. 坂口久信	2. 白武悟	3. 栗山紀平
4. 西原好文	5. 原田謹吾	6. 田代正昭
7. 岩下孝嗣	8. 宮原宏典	9. 吉富隆
10. 酒井恵明	11. 北村一成	12. 永沼彰
13. 神近勝彦	15. 小池幸照	16. 杉原豊喜
17. 前田教一	18. 古賀和夫	19. 森山林
20. 田中秀和	21. 本田耕一郎	22. 武藤恭博

欠席議員

14. 今村昌幸		
----------	--	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾俊彦	副広域連合長	秀島敏行
副広域連合長	田中源一	監査委員	中村耕三
事務局長	馬場俊行	副事務局長	寺町正利
会計管理者	野口好孝	総務課長	井邊正文
業務課長	川副梅夫		

◎ 開 会

○武藤恭博議長

これより佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 議席の指定

○武藤恭博議長

日程により、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付いたしております議席表のとおり指定をいたします。

◎ 会期の決定

○武藤恭博議長

次に、日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

○武藤恭博議長

次に、本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりといたします。

◎ 諸報告

○武藤恭博議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第2号のとおりです。

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査等の報告について

平成20年2月29日から平成20年7月30日までに、監査委員より例月出納検査・定期監査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を送付したとおりである。

記

2月29日 例月出納検査結果報告について
(一般会計等の平成19年度1月分)

3月18日 平成19年度定期監査の結果報告書
(平成19年4月1日～平成19年11月30日執行分)

3月26日 例月出納検査結果報告について
(一般会計等の平成19年度2月分)

4月25日 例月出納検査結果報告について
(一般会計等の平成19年度3月分)

5月27日 例月出納検査結果報告について
(一般会計等の平成19年度4月分)

5月27日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の平成20年度4月分)

6月20日 例月出納検査結果報告について
(一般会計等の平成19年度5月分)

6月20日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の平成20年度5月分)

7月30日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の平成20年度6月分)

◎ 会議録署名議員の指名

○武藤恭博議長

次に、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において宮原議員及び吉富議員を指名いたします。

◎ 議案上程

○武藤恭博議長

次に、日程により、第6号議案 平成19年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算、第7号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、第8号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、第9号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、第10号議案 専決処分についてを一括して

議題といたします。

◎ 提案理由説明

○武藤恭博議長

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

おはようございます。本日、平成20年8月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことし4月1日からの後期高齢者医療制度の施行につきましては、おかげをもちまして無事開始することができました。これもひとえに議員各位の皆様方の御協力のたまものと感謝をいたしておるところでございます。

今回提案しております議案の中にも、最近の制度見直し等にかかわる、制度の一部見直しに関係するものが含まれております。制度が定着するまでには必要な見直しを行い、よりよいものにしていく必要があると思っております。これまでも国への提案を積極的に行ってきましたが、今後も被保険者の皆様方の声をくみ上げつつ、国へ届けてまいる所存でございます。

本制度の運営につきましては、資格管理、財政運営等の業務を広域連合が、申請の窓口などの窓口業務、保険料の徴収は市町がそれぞれ分担をして担当いたしております。

今後とも、市町との連携を密にして、効率的な運営に努めるとともに、被保険者の皆様に適切な医療を確保し、福祉の増進を図ってまいる所存でございますので、議員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の概要について、御説明をさせていただきます。

本日、平成20年8月定例広域連合議会の開会に当たりまして提案いたしました平成20年度の補正予算案並びにその他議案について、概要を説明いたします。

初めに、第6号議案は、平成19年度の一般会計の決算の認定をいただきたく、提案するものであります。

続く第7号議案の平成20年度佐賀県後期高齢者

医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、2,909万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億245万3,000円となっております。

歳入につきましては、前年度の繰越金を計上いたしております。

歳出につきましては、派遣職員の給与負担金等として総務費を増額をいたしております。

次に、第8号議案の平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

今回の補正は、政府・与党において決定をされました制度の見直しにかかわる保険料の軽減対策を実施することが柱でございます。

補正の額は4,503万円を増額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ917億5,126万5,000円となっております。

歳入につきましては、市町の負担金を減額をし、国庫補助金を増額いたしております。

また、歳出につきましては、制度変更に伴います電算システムの改修費用等として、総務費を増額いたしております。

次に、第9号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例については、政府・与党において決定された制度の見直しにかかわる平成20年度の保険料の軽減措置を定める必要があるため、提案をするものであります。

本条例の主な内容といたしましては、旧ただし書き所得が58万円以下の方については、所得割額を5割軽減し、また、均等割額が7割軽減の方につきましては、8.5割軽減するものとしております。

次に、第10号議案の専決処分につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により御報告申し上げます、御承認を求めますのでございます。

以上、今回提案いたしました議案について、御説明申し上げますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◎ 議案に対する質疑

○武藤恭博議長

これより議案に対する質疑を開始いたしますが、通告はあっておりません。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって議案に対する質疑は終結いたします。

◎ 広域連合一般に対する質問

○武藤恭博議長

これより広域連合一般に対する質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

○本田耕一郎議員

それでは、通告に従って質問を行います。

まず1点目、制度の周知についてであります。これは前回の2月議会で質問したその後の進捗について聞くものであります。

そのときの質問で、この後期高齢者医療という新しい制度をいかにして住民に周知していくかということが重要であるかということをお願いしました。それについては執行部も異論はなく、十分周知していくとのことでしたが、例えば、目に障がいを持って通常の説明書を読めない、認知症があって、それを理解できないという人たちにどのようにして周知していくのかという質問に対して、個々に事情のある人については地域に密着した市町で対応すべきだという答弁があり、そして、連合長より、再調査の必要もあるという答弁がありました。

それから半年たちました。4月から制度は施行されたものの、この後期高齢者医療制度は、わずか2カ月もたたないうちに大幅な見直しが行われるという、朝令暮改的な進展になっています。この国の一方的な改定により、現場の各自治体は大混乱を引き起こしていますが、それ以上に当事者のお年寄りの皆さんはもっと混乱していることだと思われま。

今回の改定について、十分にお年寄りの皆さんがわかるような周知が行われるのは当然ですが、前回指摘したように、目が不自由な人、認知症が進んで自分で理解できない人にどうやって周知し

ていくのか、制度を理解してもらうのか、年金の中から保険料をいただくわけですから、きめ細かい説明や理解をしてもらう体制が重要だと思います。

広域連合としては、それは各自治体で独自でやってくれというスタンスのようですが、状況の把握や説明の方法の統一は、広域連合としての任務だと思います。

前回の質問から半年たって、これらの問題についてどのように取り組んでこられたのか、まず答弁を求めます。

それと最初に言っておくべきでしたが、次の2点目、3点目の順番を入れかえて、先にホームページについて質問を行います。

この後期高齢者医療制度の周知をどうするかという問題の中で、市の広報などととも、ホームページによる情報の提供が重要な位置に置かれています。ということは、頻繁に更新して新しい情報がなければなりません。実際に後期高齢者医療広域連合のホームページを開いてみると、残念ながら、見る者にとって知りたい情報がすぐに見つかるという内容ではありません。何といたっても新着情報の数が少ないです。19年度に35件、20年度は4カ月で12件、このように制度が大揺れに揺れているというのに、この程度の情報しか載っていないのなら、情報を発信しているということにはなりません。つくらなければいけないから仕方なくつくっているという感じを受けます。

私も議員としてホームページを持っていますが、とにかく毎日更新しています。何かしら住民の皆さんへお知らせしたりすることはあるものです。ましてや、広域連合を21番目の自治体と標榜されるのであれば、住民の皆さんにお知らせすべきことはもっともとあるはずだと思います。国からの情報や文書は毎日のように来るはずですし、いろんな会議もしょっちゅうあることでしょう。それらの議事録はどうして載らないのか。載らない理由は、情報を自分たちで選別しているからであります。つまり、これは載せよう、これは載せる必要はあるまいと広域連合の中で判断しているわけです。これは不遜です。

自治体は、私たちの税金で運営されています。である以上、そこでどのようなことが行われているか、住民は知る権利があります。載せられた情報が要るか要らないかを判断するのは広域連合ではなくて住民のはずです。広域連合はすべてをとすることは無理としても、担当者会議や課長会議や理事会などの議事録は、少なくとも要旨でも載せなければならないと思います。そうしないと、この広域連合の中でどのような議論が行われているのか、どういう経緯で決まっていたのか、住民はさっぱりわからないからです。まず、情報を発信するということがどういうことなのか、広域連合のホームページの現状をどのように考えておられるか、お尋ねします。

続いて3点目、県内自治体への支援策についてであります。

先日の朝のテレビ番組で、今回の制度改定について全国の広域連合から制度改定に伴う費用について国に費用負担の要望がございました。そして、47都道府県の広域連合の中で、18の自治体が国に要望書を提出したということでした。佐賀県がその中に入っていたかどうかは不明ですが、昨今の三位一体の改革で、どこの自治体も財政は青息吐息です。住民サービスを削ってでも支出の削減に取り組んでいるところですが、そんな中で今回の制度改定は、全く国の都合だけで行われるものであり、その作業に振り回される自治体の現場はたまったものではありません。のみならず、システム改修や広報などで100万単位の費用がかかるわけであり、これはただでさえ逼迫している自治体の財政に重大な影響を与えかねません。

今回の改定に伴う費用については、特別調整交付金というどんぶり勘定のような名目で、広域連合経由で自治体に金がおりてくるかもしれないという非常にあやふやな現状であるようですが、実際に広報などについては、各自治体で既に支出をしているわけで、少なくとも、出費した額は政府が補てんしてくれないと、自治体の窮状は募る一方だと思われ、佐賀広域連合としてどのように取り組まれ、対処していこうと思われているのか、以上3点をお尋ねして総括質問といたします。

す。

○井邊正文総務課長

本田議員の御質問にお答えいたします。

まず、前回の2月定例会で御質問がありました視覚障がい者への実態調査の結果から申し上げます。

視覚障がい者の方の佐賀県内の人数でございます。これは1級から6級までの方の総数になりますが、これは3,492人ございました。自治体ごとの人数を申し上げますと、多いほうから佐賀市880人、唐津市645人、伊万里市236人が多いほうの3市でございます。少ないほうから申し上げます。少ないほうは上峰町25人、玄海町33人、吉野ヶ里町38人ございました。

今回の再調査に当たりましては、視覚障害者団体の方から、「全盲の方だけが字が読めないわけではなく、全盲でなくても視覚障がいの1級及び2級までの方は通常の印刷物が読めないので、1級と2級を調べたほうがよいのでは」という助言がございましたので、75歳以上の後期高齢者の方と本制度に加入可能な65歳から74歳までの視覚障がい1級及び2級の方の人数を調査いたしました。

その結果、65歳以上の視覚障がい1級の方の人数は816人、2級の方の人数は712人、合わせて1,528人ございました。

自治体ごとの人数を申し上げますと、多いほうから佐賀市372人、唐津市307人、伊万里市180人でございます。少ないほうからは大町町6人、上峰町11人、江北町21人でございます。

次に、各市町の周知方法を回答してもらいました。

視覚障がいをお持ちの方への周知方法としては、どの市町も広報紙をもって行うことは当然でございますが、その実施方法は少しずつ異なっており、幾つかの事例に分類することができました。ただし、この人数には被保険者以外の方も含んでおります。

最も丁寧なやり方でございますが、視覚障がいの方に直接市町の職員が説明するという方法でございます。これは白石町と大町町の2町は、依頼があれば訪問して説明した、またはするという回

答でございました。

次に、佐賀市のやり方でございます。市報の点字版と音声版を作成して、希望者に配付するというものでございます。点字版の希望者は116人、音声版の希望者は90人となっております。

次に、唐津市、伊万里市、基山町の2市1町のやり方でございますが、市町広報紙の点字版と音声版の両方をボランティアグループによって作成、配付しているものでございます。点字版の希望者は26人、音声版の希望者は78人となっております。

次に、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、有田町の5市1町で採用されているやり方でございますが、市報の音声版をボランティアグループ等が作成して希望者に配付するというものでございますが、希望者数は74人となっております。

最後に、すべての市町で併用されていると思われませんが、家族やヘルパーの方が読み聞かせをするという方法でございます。この方法のみであるというのは6市町でございますが、1町につきましては点字版や音声版の希望者がいないことを確認したという報告をいただいております。

その他として、図書館で広報の音声版の貸し出しを行っているところが1町、それと窓口での活字読み上げ装置を導入している、または導入予定というのが2町、通知書等に音声コードを導入予定というのが1市ございました。

以上のように実施方法は異なりますが、それぞれの市、町で視覚障がい者の方の希望や需要を確認された上で、きめ細かな周知方法がとられております。

また、この調査結果につきましては、5月23日に開催いたしました後期高齢者医療担当課長会議で報告をいたしまして、調査結果を参考に、視覚障がいを持たれる方への広報に対する配慮を再度依頼したところでございます。

次に、認知症の方への周知についてお答えいたします。

認知症の方への広報につきましては、家族や後見人の方、また、医療や介護関係の方への周知を図りました。

家族や後見人の方へは、認知症の人と家族の会

佐賀県支部へ出前講座を行って、制度の御理解をいただいております。

介護関係者への周知といたしましては、鳥栖・三養基地区及び佐賀中部地区の介護支援専門員の方への出前講座を行っております。

施設入所の方への周知としては、県内すべての介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、計187施設に対し、制度の概要に関するリーフレットを送付し、周知していただくようお願いをいたしましたところでございます。

医療関係者への説明としましては、県下の医師会会員に対し、3カ所で制度の概要について説明を行っております。

次に、広報の充実についてということで、ホームページでの情報発信ということについてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、対象者が75歳以上と高齢なこと、また、サービスを提供するところが医療機関であり、制度の運用に関しては、かかわる人々も多くなりますので、広域連合においても十分な広報が必要と思っております。

当広域連合のホームページにつきましては、昨年の5月に公表して以来、高齢者へ配慮したつくりとなるように、音声広報を取り入れるなど工夫をし、改良を重ねてきたところでございます。

ホームページにつきましては、行政の説明責任と住民サービスの向上と認識しております。全国の都道府県広域連合と比較いたしましても、現在掲載している内容、項目等はそれほど変わらないものと考えております。

今後も関係者の意見を取り入れながら、高齢者の方が見やすく、わかりやすくなるように改良を重ねていきたいと考えているところでございます。

続きまして、県内自治体への支援策についてお答えいたします。

広域連合は市町からの負担金で成り立っており、支援ということにはならないと思われませんが、先般、政府・与党において高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてという制度の見直

し案が発表されたところです。

その内容につきましては、御存じのとおり、低所得者への保険料の軽減対策、保険料の年金天引きから口座振替への徴収方法の変更など、7つの対策が決定されたところでございます。

また、これらに係る財源措置については、政府・与党の責任において適切に対処するとされているところであり、国から広域連合へ交付される特別調整交付金で措置されることとなりました。

平成20年度の特別調整交付金については、平成20年7月23日付で厚生労働省から交付基準の通知があったところです。その内容としましては、保険料の軽減の補てん、特別対策に関する広報の実施費用、市町村の相談体制の整備などについて助成されるようになっております。

その手続としては、各広域連合ごとに市町における計画を取りまとめて、事業計画を国に提出することとなっておりますが、具体的なことは後日連絡されることとなっておりますので、国から詳細な連絡があり次第、各市町の事業要望を確認して、事業計画を作成したいと考えているところでございます。

事業計画提出の後、交付額が決定され次第、市町への交付額を早急に連絡していきたいと思いますが、補助率等の細部につきましては、現時点では不明でございます。

以上で1回目の答弁といたします。

○本田耕一郎議員

それでは、一問一答に移りたいと思います。

まず、周知についてですが、例えば、今答弁がありましたように、視覚に障がいを持っている人が県内に何人いるのかということはわかりましたが、それだけでいいのかなというのがあります。県内の保険料を決めるのは広域連合なわけです。ですから、保険料を決定しておきながら、その周知に、先ほど言われたように、各自治体で温度差がある、それは各自治体の責任だというのは、ちょっと問題かなというふうに思います。保険料を払う当事者に同じレベルの周知が行われるように指導していく責任が私は広域連合にはあると思うんです。特に障がい者の人や認知症の人に対して、

きめ細かい配慮が必要だと思いますが、もう一回そこについてお尋ねをいたします。

○井邊正文総務課長

2回目の質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度の事務については、それぞれの事務を広域連合と市町が分担して責任を持ち、連携・協力して執行しております。

本連合の通常の事務については、担当者会、担当課長会での説明や協議の上、そして重要事項については副市町長会、理事会で協議していただいた上で決定しております。

一般的な指導ということでは、平成12年4月施行の地方分権一括法により、公共団体のそれぞれの関係は対等で、相互に協力し合うものとされており、当広域連合に市町を指導する権限は与えられていないものと理解しております。

広報については各市町の自治事務に当たりますので、市町の地域内にお住まいの住民に対し、何をどのような方法で伝えるかというのは、各市町に本来的に備わった権能に属することになります。また、障がいをお持ちの方への広報は、各市町の福祉行政の権限内のことと理解しておりますので、連合といたしましては地方自治の本旨に基づいた権限の範囲内で依頼をしているものでございます。

広域連合といたしましては、各市町内での広報に関しましては、方向性を示すとか、お願いや協議、または事務を分担しての責任施行という形をとっているところでございます。

昨年の事例で申し上げますと、広域連合のほうから市町の広報紙に掲載していただくよう資料を毎月お送りしておりましたが、市町によっては、広域連合が2回2ページを買い取った以外は1回の掲載で終わったところもございました。

担当課長会のたびに、広報紙の広報実績をお示しして、広報に御協力いただくようお願いはしましたが、広報紙に掲載する内容や回数等につきましては、各市町の広報担当部署の方針もございまずので、市町の後期高齢者医療担当課の考えだけでは自由にならないところもあるのかというふうに考えている次第でございます。

また、先ほども申し上げましたが、視覚に障が

いをお持ちの方への広報として、担当課長会で今回の視覚障がい者に対する周知方法の調査結果をお示しし、参考にさせていただいて、一層の周知をお願いしたところでございます。

なお、7月末に高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正され、制度の広報及び相談に関する事務は、市町村が行う事務として明記されました。

制度が円滑に運営されるためには、制度全般のきめ細かい広報や相談が必要であり、そのためには住民に最も身近な市町村において主体的な取り組みが必要とされることから決定されたものでございます。

つきましては、市町村においては、これまで以上に積極的な広報、相談活動に取り組んでいただけるものと確信をいたすところでございます。

以上、答弁といたします。

○本田耕一郎議員

その点については非常に、なかなか意見がかみ合わないところでありますが、つまり、実務はすべて自治体で行うので、連合はその一部の事務だけを行う、いわゆる21番目の自治体と言われるのは私は非常に不本意だと思います。

国から来るいろんな制度変更は、条例変更としてすべてこの議会で決定されて各自自治体においていきます。ということは、やはり国、連合、自治体という序列があるわけで、被保険者への周知などという重要な事項は、やはり連合で統一したものをつくって、それが確実に被保険者に浸透しているかどうかという確認も連合としてはする必要はあるんじゃないかと思うんですね。

各自自治体では、それぞれほかの自治体がどのような周知をしているのか、どのようなやり方をしているのかというのはなかなか見えてきません。それを把握できるのは、やっぱり連合だと思うんです。ですから、先ほど言われたように、実務は全部自治体でやることになっているから、連合としてはもうそれに従いますというのでは非常に、佐賀県全体の後期高齢者医療というものに対して、何かこう見えてこないというか、見えていかないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○井邊正文総務課長

なかなか議論がかみ合わないところではございますが、私どもといたしましては、平成12年4月の地方分権一括法により、公共団体のそれぞれの関係は対等で相互に協力し合うものとなっております。それまでありました国、県、市と並ぶ序列はなくなっておるものと考えております。地方自治の本旨に基づき、その権限の範囲内で各市町、私ども連合が事業、事務を進めておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

○本田耕一郎議員

それはちょっと答弁になっていないと思います。例えば、視覚障がいの人が出て、この制度の詳細を知りたいと思ったとします。しかし、自分の住んでいる自治体の中に点字版をつくれるところがなかった場合、その人は仕方がないとあきらめなければならないのか。思い余って広域連合に電話で、実はこうやって点字版がないんだがというような相談があった場合、先ほど言われたように、いや、それはあなたの住んでいる自治体の問題ですからということで追い返すんですかね。やっぱりそういう場合は広域連合できちんとプロデュースをして、ここで点字版が作れます、ここでするよということ自体にやはり指導なり、指示なり、お願いなりをしなければならぬというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○井邊正文総務課長

点字版等の必要か必要でないかというのは、やはり各市町で確認をされて、希望者があるかどうかというのはもう既に希望されております。それと、やはり第一義的には市町のほうで相談に対応していただくというのが、今回、政令が改正された趣旨でございます。きめ細かに対応していただくというのが、今回の政令改正の趣旨でございます。必要であれば、私どものホームページのほうに音声版もございますので、そういう活用をしていただくようにはお願いはいたしておりますので、市町での相談事務には、そういうものを御活用いただきたいものと考えているところでございます。以上でございます。

○本田耕一郎議員

この件に関しては、なかなか意見がかみ合いませんので、継続してまた現場の声をいろいろ集めてやっていきたいと思いますが、しかし、今の答弁によりますと、一時的には自治体で相談も受けるから、広域連合に直接相談されても困るんだみたいなニュアンスでしたよね。やはり困っている人は、例えば、広域連合のスタンスとして、どうぞ困っている人は相談窓口で電話してくださいというスタンスをとっているわけで、そういった場合に、じゃ、まずは自治体にかけてくれませんかというような話にはならないと思うんですが、その辺のもう少しきめ細かいというか、優しい、お年寄りの人は思い余って電話してくるわけですから、優しい対応ができないものかどうかですね。ちょっとこの件に関してもう1点だけお尋ねします。

○井邊正文総務課長

当然、私どものほうにお電話をいただければ、丁寧な御説明は申し上げます。

○本田耕一郎議員

じゃ、次に行きます。

ホームページについてです。答弁はわかったような、わからないような答弁でしたが、けさほどの会議で、少なくとも議会の議事録については今後ホームページに載せられるということでありました。あと、連合での会議の議事録なども積極的な情報公開の意味から、ホームページに載せることが必要ではないかとお聞きしましたが、これについては明確な答弁がありませんでしたので、もう一度お尋ねします。

○井邊正文総務課長

会議の議事録でございますが、大きいものはこういう議会の会議から、あと理事会、首長様たちが集まられた理事会、それから副市町長会、担当課長会、それから担当者会議と、もろもろのたくさんの方の会議がございます。そのたくさんの方の情報がございまして、それは確かに、情報公開という趣旨ですので、すべてを公開してもよろしいのですが、担当者会などは機器の連絡、運用、機器がうまくいくかというような打ち合わせとか、中身はそういうものでございます。ですから、すべ

てを載せますと、逆に情報がはんらんして、情報の洪水のようになってしまって、重要な情報がその瑣末な情報の中に隠れてわかりにくくなってしまおうというふうに考えております。

特に、高齢者の方ですので、やはりわかりやすいように、ホームページづくりを目指したいと思っておりますので、その点、ある程度は取捨選択をしながら、載せられるものについては当然、極力載せる方向でいきたいと考えております。

○本田耕一郎議員

1回目の質問でも言いましたが、要るか要らないかを判断するのは見る人なんですね。広域連合で、いや、ここまでは載せなくてよかろう、いや、これは載せたがよかろうという判断を僕はすべきでないと思うんです。そこはきちんと言っておきますが、載せる方向であるということでしたので、ぜひあしたのホームページを楽しみにしたいと思います。

続きまして、広域連合のホームページを見た上で感想を言いますと、いつ更新されたのか、日付がついているのは新着情報のお知らせのコーナーだけでした。例えば、仕組みを知らせる「よくある質問」のコーナーなどはいつ更新されたのかさかれていないのか、さっぱりわからないことになっています。これだけ制度の仕組みや内容が変わっている制度なのに、多分つくられた当時のままじゃないのかなというふうに思いますが、情報も変わってしまったら一銭の役にも立たんわけですね。常に新しい情報を提供できるようにしなければ意味がないわけですが、そういう内容の更新について、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○井邊正文総務課長

ホームページにつきましては、私どもの担当者のほうで改定をいたしております。逐次改定をいたしまして、常に新しい情報に入れかわるようにしているところでございます。また、日付等につきましては、入れられる分については入れていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

情報が公開されていないから質問しているわけ

なんですよね。ですから、必ず末尾には何月何日更新ということを入れていないと、見た人がこの情報はいつの情報なのかというのはさっぱりわからないわけですよ。ですから、それは必須、ホームページとして情報を発信する、つまり、公共的な立場にある広域連合として皆さんに情報を発信するという立場においては、この情報がいつのものだというのを明確に、すべての記事において書くのは当たり前のことですので、それはもう言わずもがなですが、ぜひやっていただきたいと思えます。

また、リンクを見た場合に、厚生労働省、社会保険庁、佐賀県、各自治体のホームページが張りつけてありますが、すべてトップページに飛んでいくようになっていきます。見る人は、そこからさらに必要な情報を探すと煩わしさがあるわけですね。つまり、必要な情報に行き着くまで何回もクリックしなければならないという現状があります。これははっきり言って不親切です。広域連合にアクセスしてきた人は、後期高齢者医療ということを知りたくて来たわけですから、そのリンクも該当する部分に最初から行けるようにリンクを張るべきだと思います。そういう見てくれる人への優しさというのが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○井邊正文総務課長

見やすいようには改良していきたいと思えますので、本日御案内いただきました件などを検討して、国の最新資料を提供するホームページなどもあるようですし、厚生労働省のうちでもホームページの表紙以外へ行けるものがあれば、そういうのもリンクをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

もうこれでこの件についてはやめにしますけれども、さっき答弁の1回目の総括質問の答弁の中で、よその広域連合と比べてそんなに遜色ありませんよという話でしたね。よそがこれくらいやっているんだから、うちもこれくらいいいやというふうな答弁に聞こえました。

つまり、よそがやっている以上のことをやる必

要はないというふうに聞こえましたね。それは間違いだと思います。よそはやっていないけれども、うちはこんなに情報を発信しているんだ、こんなに一生懸命やっているんだということをして、どこが悪いんですか。よそと比べてそんなに変わらないから、もうこれでいいじゃないですかというのは、私はホームページをつくるにしても、運営するにしても、多額の費用がかかったわけですから、その費用に対しての効果というのは絶対求められるわけで、これはよそがやっていなくても佐賀の広域連合はやりますよというような答弁が欲しかったですね。

つまり、このホームページについては、どこでもそうかもしれませんが、上司がこういうことをやりたいんだ、こういうことをつくってくれと明確に指示しなければ絶対できません。自分たちはこういうのは疎いから若い者に任せるとするのは、それは逃げです。実務は若い人がやっても、どういうイメージでつくるかというのは、やはり上司なりの責任者の仕事だと思いますが、いかがですか。

○井邊正文総務課長

私も全国の連合のホームページは確認しております。ですから、项目的には確かに余り変わらないものを載せていると現状では申し上げました。ただ、私が今現状は変わらないと申し上げましたが、それでいいとは私も実際は思っておりません。ですから、よりよいものになるように、これから工夫を凝らしていきたいと思えます。

昨年5月に発足したときは、佐賀県の連合のホームページはそれほど遅いほうではございませんでした。まだ半数か、3分の2ぐらいだったと思えます。それから始めまして現在に至っておりますが、情報を継ぎ足し、継ぎ足ししてきておりますので、若干見にくい部分もあるというふうに感じておるところでございます。こういう悪い点は改良して、いい点は取り入れながら進めたいと考えております。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

じゃあ、一生懸命されるということですので、

次の議会まで楽しみにしておきたいと思います。

次の財政の支援についてであります。繰り返しますが、この降ってわいたような制度変更はすべて国の一方的な都合によってであります。制度がスタートして、現場では一生懸命に推し進めていっているときに、システムや事務処理を通達1枚で簡単に変えるということが、どれほど自治体や保険者に混乱や不安を与えていることでしょうか。

また、変更は費用も伴うということは申し上げましたが、国の都合で自治体が費用を支出するのに、その補てんについて国が口を濁して明確にしていけないのは信じられません。その費用補てんの明確な担保がぜひ必要だと思われませんが、もう一度答弁を伺いたいと思います。

○井邊正文総務課長

今回の通知によりますと、広報に要する経費については、市町村が開催する説明会の実施に要する経費、リーフレットの印刷・郵送、新聞等への広告などが対象となっております。交付額については、佐賀県の被保険者数では交付基準額が広域連合と市町で合わせて4,000万円となっております。

次に、相談体制の整備に要する経費につきましては、窓口端末の増設、市町村の相談用スペース整備のための備品購入や修繕に必要な経費などが対象となっております。

ただし、これに対する交付額につきましては、全国の状況を踏まえて決められることとなっております。現在不明です。

なお、市町で要する経費は、各都道府県広域連合を経由して交付されることになるものと現時点では思われます。

また、国においては、今年度の補正予算で対応されることとなっておりますが、実際に補正される額と時期が現時点では不明確であるため、当広域連合に幾らの額がいつごろ交付されるのかわかりません。そのため、市町への交付額や時期もはっきりわからない次第であります。

事業計画を出していない段階で、国庫金が幾らになるのかわかりませんので、各市町では一般財

源で対応することになるのかと思います。

なお、当該情報が入り次第、市町へは適宜連絡をしていきたいと考えているところでございます。

○本田耕一郎議員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、連合長に伺いたいと思いますが、この問題は、今回の制度改定はきょうの広域連合の議決によって、この制度、予算で各自治体は実務を行うわけです。今回の議会では、しかし、国の財政支援について言及されていないということは、来年の2月まで待たなければならない、次の広域連合は2月ですので、それまでこの支援についての議会での論議は待たなければならないということになります。その間、自治体では9月、12月と2回の議会が開催されるわけですが、つまり、自治体としては3月議会まで待たなければならないということになるわけですが、やはりそれではちょっと自治体も不安で不安で仕方がないということになります。やはり現場のモチベーションを維持するためにも、広域連合として、ここは専決処分も辞さずというような決意を、連合長としてぜひ聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○横尾俊彦広域連合長

回答いたします。

今回スタートしたこの制度がきちっと定着する意味でも、財政的な措置というのは極めて重要だと認識しています。

冒頭の質問にもありましたように、各広域連合からの要望事項がございましたが、九州地区としても一体となって、同じように財政に関する措置の要請もいたしましたし、きょう議員お尋ねの広報の充実についても強く要請をしてきたところであります。ですから、これらを踏まえて今後の体制をきちっとやっていただくように国のほうには強く求めていきたいと思っています。

また、今お尋ねがございました今後の財政につきましては、7月23日付で特別調整交付金の交付基準についてという文書が我々のところに来ておりますが、この中にも2項目で、広報等の充実についても措置をするということが明記を一応され

ております。具体的な算定その他については今後のことになり、詳細については先ほど総務課長が答えましたように、今後のことになりますが、ぜひこれらについては補正予算等を組んで適切に対応していきたいと思っています。

また、我々、私を含め、首長は理事会を構成しておりますして、逐次そういった状況についても共同に対応ができるような情報の共有と体制を組むように努力をしていますが、この理事会において単独予算で組んでいただき、内示額が明確にその後になりましたら、3月補正等で適切に措置をしまいたい、財源振替もしていただきたいというふうに思っているところであります。

なお、これらの充実につきましては、私のほうからも国に早急かつ迅速な、そして、適切な情報の提供を今後とも強く求めてまいりたいというふうに思っております。

なお、直接の質問ではございませんでしたが、ホームページについて今回通告いただきましたので、本定例会開会前に担当職員と一緒にホームページを見て、幾つかのところもネットサーフィンをして確認をいたしました。御指摘のように、いろいろ改善すべき点はあるかと思いますが、その内容的には極端に落ちていることはないと思います。

ただ、幾つかの連合等が、やはり高齢者の方でも使い勝手のいいようなクリックのボタンの設定の仕方ですとか、工夫をされておりますので、それらについても私に説明してくれた職員は全部網羅をして、把握をしておりましたから、先ほど御質問ありましたように、上司からの命令はもちろん重要でございますが、そのように中堅、若手が気づいて改善をしていきたいということも話をしてくれましたので、これらの人材の活性化もあわせて努力をしていきたい、そして、よりよい制度にしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

○白武 悟議員

通告に従いまして、一般質問を行わせていただきたいと思っております。

広域連合の運営についてであります。

国民皆保険制度を堅持をして、将来にわたり持続可能なものと、そういうふうにしていくために、健康保険法の一部改正をする法律が平成18年6月に公布をされております。これまでの老人保健制度にかわりまして、平成20年4月から75歳以上等を被保険者とします後期高齢者医療制度が施行されることとなっております。

この後期高齢者医療制度の運営主体は、財政安定化を図るために、都道府県を単位といたしました市町村で組織をいたします広域連合とされ、佐賀県におきましても、県内全市町が参加をいたしました佐賀県後期高齢者医療広域連合が平成19年2月に発足をいたしております。平成19年度は平成20年4月からの制度施行に向け、準備業務が行われております。

この19年度の広域連合の歳入歳出決算審査意見書には、平成20年度において制度の一部見直しを実施される中、約11万人の被保険者のため、安定的な制度運営がなされるよう構成市町との連携を深め、制度の内容や保険料負担について十分な周知を図るとともに、必要な予算措置を行い、合理的かつ効率的な予算の管理と執行を要望するというふうにあります。

そこで、第1点目に、この制度の所期の目的達成のため、佐賀県広域連合と関係市町の業務はどのように分けをされておるのか。

第2点目には、この制度の実施後、今後まろもろの変更が想定される中で、制度の円滑な運営を図るために、関係市町との連携調整はどのようにされていくのか。

第3点目に、平成19年度は平成20年4月からの制度改正に向けました準備業務でありましたけれども、本年度はこの制度が実施をされており、業務処理及び要員等の体制の変更がどのようになされたのか。

第4点目に、佐賀県広域連合の運営は、県及び県下20の市町の派遣職員により執行がなされておりますけれども、今後、この職員の人事ローテーションはどのように考えられておるのか。

以上、4点をお伺いし、本席からの質問を終わります。

○井邊正文総務課長

白武議員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度の事務に関しましては、構成市町及び広域連合で連携し、協力して事務を進めております。事務の分担は、被保険者の利便性やサービス等に配慮し、また、事務効率を高めるために分担して行っております。

佐賀県後期高齢者医療広域連合広域計画では、広域連合が行う事務として、被保険者の資格の管理に関する事務、2番目に医療給付に関する事務、3番目に保険料の賦課に関する事務、4番目に保健事業に関する事務、関係市町が行う事務といたしまして、1番目に保険料の徴収に関する事務、2番目に被保険者に対する窓口業務、以上を基本的な事務分担として定めているところでございます。

また、各市町においては、関係政省令に定められる事務のほか、各市町の条例で各種申請書の受理や通知書の引き渡しを行うように定められております。

被保険者への周知・相談業務については、主体が判然としていなかったことから、今回、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正され、制度の広報及び相談に関する事務を市町村が行う事務として明確に規定されたところでございます。

これまでは被保険者の方がどちらに相談したらいいのか不明な点もあったかもしれませんが、これからは一番身近な市町の窓口へ相談していただくことになると考えております。

なお、市町の担当部局へは、これまで以上に広域連合としても必要な情報の提供と協力をしていきたいと考えているところであります。

次に、連携・調整ということでございますが、構成市町のすべての首長が広域連合の理事と規約で定められているため、連携という点においては、制度上、担保されているところであります。

実績といたしましては、昨年の広域連合設立から先月までに理事会を5回、副市町長会議を3回、担当課長会議を13回、担当者会議を17回開催して、連携を図っている次第でございます。担当課長会

議と担当者会議については、必要に応じて開催をしておるところでございます。

続きまして、平成19年度と平成20年度の組織の変更点でございますが、平成19年度は27名の職員で準備に当たってきたところでございます。平成20年度から26名体制といたしました。また、保険給付業務が始まることに伴いまして、組織を一部見直したところでございます。

変更点といたしましては、業務課の電算係を廃止し、その3名は給付係を3名増員したところでございます。なお、電算業務については、給付係に担当を置き、業務に当たらせているところでございます。平成19年度からの1名減分につきましては、総務係を1名減員としております。

次に、人事ローテーションについてお答えいたします。

市町からの派遣期間については、基本的に3年間とし、協定書を交わしているところですが、昨年度に派遣された職員について3年後に一斉に交代ということになりますと、広域連合の運営に支障を来しますので、これらの職員につきましては、2年・3年・4年と期間を分けて交代して、業務に支障が出ないようにする必要があるところと考えております。

この件につきましては、まず来年度の組織体制を内部で決定した後に、交代する職員の派遣元の市町と個別に協議していきたいと考えております。

広域連合の運営が円滑に行えるように、毎年均等に3分の1ずつ、3年間のローテーションを確立して職員が交代するようにしていきたいと考えているところでございます。

以上、1回目の答弁といたしますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○白武 悟議員

第1点目の業務の区分、業務分担のところでございますけれども、今、御報告がありましたように、広域連合の計画のところ、広域連合の業務分として4番目に報告いただきました保健事業に関する事務というふうなところで、「関係市町と協力して、被保険者の健康の保持のために必要な事業を行うよう努めます。」というところがある

わけでございますけれども、平成20年度予算を見てまいりますと、健康診査については委託というふうなことで、1億1,070万9,000円の予算措置がされております。この委託の現状が、既に実施がされている各市町あると思っておりますけれども、どういった現状であるのか。

そしてまた、11月26日の定例議会の一般質問の中で、嬉野市の神近議員の方からも質問がっておりますけれども、その中で、答弁といたしましては、この健康診査については統一的なやり方を検討していくというふうな答弁がなされておりますが、その後、関係市町との連携調整はどのようになされたのか。

以上、お尋ねをいたします。

○川副梅夫業務課長

白武議員さんの質問にお答えをいたしたいと思っております。

健診事業につきましては、当初、各市町に全部委託で実施をするという方針のもとに、高齢者医療の担当部局、それから保健衛生、これまで19年度までは健診については全部保健衛生で全市町やっておりましたので、保健婦さんまで含めたそちらの担当の方、介護保険の職員さん、そういう方々にもおいでいただいて、どういうふうな健診をするかということで、全市町といろいろ協議を重ねて計画をしております。

また、先ほど申しますように、健診の方法が変わりましたので、佐賀市の国民健康保険の担当の方に県医師会との交渉の窓口という格好で代表保険者としていろいろしていただきまして、11月段階ではまだどのような統一ができるか不明でございましたけれども、そちらのほうの努力と、それから、各関係の方々との協議を進めて、連携した形でやっていけるという格好になったところでございます。

現在、個別健診と、一部で集団健診という形でやっておりますが、佐賀市の国保のほうで県医師会と協議をしていただきました同一の内容で後期高齢者のほうも県内全部やっておくという形で取り組みができるようになっておりますので、個別健診で大体6月ぐらいからはそれぞれの市町

で健診が始まっているものと、そのように思っております。

そういうことで、委託につきましては、事務関係は全市町に広域連合と市町との委託、それから、個別の健診につきましては医師会と契約をさせていただきながら、国保連合会を通じて健診をした個別の病院に直接広域連合からお支払いをさせていただくという形で健診はもう既に始まっておりますし、各市町それぞれ協力をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議員

個別健診と集団健診というふうなことでございますけれども、個別の場合は従来から個別でされているので、問題なかったと思っておりますけれども、従来、集団健診がなされておるところが個別健診ということになりますと、何か今度の制度改正で75歳以上は健診通知が来ていないとか、そういったどうも誤解を招くようなことがございますので、そういった点につきましては、十分被保険者に周知徹底をされるよう、各市町に御指導を願いたいというふうに思います。

集団健診ですと、隣の人が今までは75歳以上であったけれども、一緒に集団健診に行っておったけれども、75歳以上の方は来ていないと。いわゆる通知漏れじゃないとか、そういった声も聞きますので、十分その辺はそうじゃないというふうな周知徹底をしていただきまして、この健診率を高めることが、いわゆる保険料の抑制といえますか、表現は悪いわけですが、健康な後期高齢者の方をつくっていくというふうなことに繋がりますので、この健診につきましては、十分周知徹底をしていただき、健診率をぜひ従来よりも高めていただくよう努力をお願いしたいというふうに思います。

○川副梅夫業務課長

ただいま申されましたように、広域連合といたしましては、すべての構成団体である市町に十分なお願いをしていきたいと。

先ほど言われましたように、受診券の発送、それから周知徹底等につきましては保健衛生と、そ

れと国民健康保険、老人医療のそれぞれの市町の担当のほうでお願いをしておりますので、幾らかの温度差と、それから受診券の到着の時期が隣の町とは少しずれているとか、そういうところはことしの場合には十分にあるだろうと思っております。そういう中で、来年度以降はなおさら一歩ずつ前に進むような形で協力を求めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

○白武 悟議員

十分な周知徹底をお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、第2点目の関係市町との連携調整というところでございますけれども、今お聞きしますと、定期的なものにつきましては、それぞれ開催をされておると。しかしながら、緊急をですね、被保険者にまで周知徹底しますには、かなり時間がかかるわけでございますので、今回のような制度改正とか、そういったものを周知徹底するためには、定期的な定例日とかそういったものじゃなくて、臨時あるいは緊急に開催をしていただきまして、この周知徹底が広域連合と各関係市町じゃなくて、要は被保険者にいかに周知徹底するかというふうなことでございますので、それにつきましては、やはり時間的なラグ、こういったものがありますので、特に各関係市町になりますと時間を要しますので、特にそういった時間、余裕を見ていただいて、緊急に招集をしていただく、こういったことでの対応をお願いしたいというふうに思いますけれども、その辺の見解につきまして。

○井邊正文総務課長

今回の軽減に対する改正などというのは緊急でございましたが、各市町の事務といたしましても、県から文書が行っております。ですから、市町のほうでどんどん事務を進められておまして、7月に確定賦課をされて決定の文書を出されたところとかも、その時点でどんどん文書を発送されております。会議を招集している暇もございませんので、どんどん広報紙とかに載せていただくようなお願いも私どもがしておりますし、集まる余裕があるようなことで、徹底する時間等があれば、またそれはそれでしていきたいというふうに考え

ております。よろしく申し上げます。

○白武 悟議員

先ほど県から通知が行っておるというふうな答弁でございましたけれども、それでは、広域連合と県と各市町ですね、こういった関係につきましては、そういった情報がどこからどう行くのか、あるいは県と広域連合、各市町、何か両方から、広域連合と県から各市町に行きますと情報が来るといふような印象を受けましたけれども、そういった県との連携、あるいは三者の連携がどのようになされているのか、その辺についてお伺いします。

○井邊正文総務課長

基本的に市町は、今までどおり国、県、市町というふうに文書は流れております。連合のほうは、国から直接的に文書が流れてきております。同時に大体同じ到達をいたします。ですから、各市町の事務は各市町でどんどん進められますし、私どもの事務は私どもで責任を持って進んでいっている、分担して連携して進めているところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議員

今の答弁では、県と広域連合が何か別々のような印象を受けますので、今後、やはり十分連携を保っていただきまして、県と広域連合、そして、各関係市町、こういった三者の会合が必要なときにつきましては、そういった点につきましても十分考慮をお願いしたいというふうに思いますけれども、その辺の見解につきまして。

○井邊正文総務課長

もちろん、連携と分担が、そして責任を果たすということが肝要でございますので、もちろん意思疎通も大切でございますので、緊急で時間がないことを除けば、もちろん会議等は開催して、意思疎通を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○白武 悟議員

それでは、3点目の広域連合の業務処理体制について移らせていただきたいと思っております。

こういった業務体制の変更につきましては、資料をおいただきいたしておりますので、これを通したわけでございます。

今後、毎年やはり被保険者は増加をして、減少じゃなくて、必ず増加をしていくというのが必ずじゃないかというふうに思うわけですね。非常に長寿社会を迎える、あるいは社会保険のこういった方々がですね、また保険料の徴収とか、いろんな業務もふえてきますし、そういった中で、要員が現在27名から26名というふうなことで、19年度に比べますと1名減になっておるわけですが、将来的には要員の増加が必要となってくるんじゃないかというふうに思われますけれども、そういった業務量増加に伴います要員の増員につきまして、どういふふうな見解なのか伺います。

○井邊正文総務課長

本年度は制度が始まったばかりでございますので、私どもといたしましても、業務にまだ習熟度が若干足りないかなという感じはございます。時間がたてば、ある程度習熟もしてまいりますので、それなりに人的なというか、時間的な対応はもう少ししやすくなるのではないかと。

それから、今後の業務量につきましては、確かに被保険者数は当然増加するばかりでございますが、ある程度は電算処理等の能力等も上がるものではないかというような期待もしておりますし、また、組織の見直しや外部委託の対応等、そういうもろもろのことを勘案しながら、もちろん増員をお願いしなければならないことも出てくるかもしれませんが、極力各市町には御迷惑をかけないように、行革を私どもが図りながら事業を進めたいと考えているところでございます。

○白武 悟議員

先ほど各市町に御迷惑をかけないということでございますけど、要は被保険者に迷惑をかけないという視点が大切じゃないかと思えます。広域連合と関係市町だけの関係を見て迷惑かけないというふうなことやなくて、被保険者に対してどう迷惑をかけないか、その視点が大切じゃないかというふうに思いますので、そういった点で、ひとつ要員とか体制の問題についてはお願い申し

上げたいというふうに思います。

次に、今、職員の派遣につきましては、立ち上げでございましたので、各それぞれの市町からある程度の業務内容とか、あるいは年齢とか、そういったもので1名ずつ、佐賀市さんにおきましては、当初3名ですか、4名というふうなことで派遣をいただき、また、唐津市のほうからは1名増というふうなことで派遣をいただいておりますけれども、今後、増員等、あるいは体制の中で、組織の変更の中で、この派遣の職員さんにつきましては、被保険者数ですね、各市町の被保険者数に応じた人員を考慮していくべきじゃないかというふうに思いますけれども、その辺につきまして御見解はどうなのか。

○井邊正文総務課長

今回、27名が26名になるに当たりまして、南部3町の職員がその分、減になるというふうなお話もあったんですが、その分はやはり業務を見直しまして、26名必要ということで3名の増員をお願いして、26名とまた戻ったところでございますが、そのときに、どのような人員の派遣のお願いの仕方をするかということになりましたら、やはり事務量、被保険者の多い佐賀市さんに2名、それから次の唐津市さんに1名ということで、3名の増員をお願いしたところでございます。

今後、もちろん、現在のところは制度が始まりましたところですので、各市町1名ずつ職員を出していただいたほうが意思疎通が容易ということで各市町から1名ずつ出していただいておりますが、今後につきましては、人口規模の小さい町の負担等を考えますと、将来的には人口規模に応じた職員数の派遣ルールの確立が必要ではないかというふうに感じているところではございますが、今後、いつの時期になるのかというようなことは、理事会等に諮りながら、構成市町との協議を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議員

人事のローテーションとも関係をいたしますけれども、派遣職員のことでもございますけれども、非常に遠方からですね、通勤時間がやっぱり1時

間以上、1時間半程度もかかるとか、そういった問題、いわゆる労務管理の問題から、勤務地と職員の居住地につきましても、やはり今後、増員とか、あるいは人事をしていく場合に考慮すべきじゃないかというふうに思いますけれども、あくまでも遠方から、今、当初連絡調整の問題もありますので、全部出していただくというふうなことがありましたけれども、非常に職員の立場になりますと、残業の問題とか出てくるんじゃないかと。こういった点、労務の勤務の動向もありますけれども、この勤務時間というのが非常に大変な格差が出てくるんじゃないかと思えますけれども、この職員の勤務地との問題、今後ですね、そういった点も考慮されるべきじゃないかというふうに思いますけれども、その辺についての見解はどうでしょうか。

○井邊正文総務課長

やはり夜遅くまで残業しての帰りで、車を運転しての居眠り運転等も考慮されますので、やはりそういう点は私どもも憂慮しているところでございます。

現在のところは、遠方からの職員は佐賀市内に住居を変わって勤務してもらっている職員もおります。ですが、やはり近いところというのが私どももよいのではないかと考えておりますので、そういうことも含めまして、今後の人員構成の派遣ルールを変えるときには、そういうことも含めまして検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○白武 悟議員

この項目の最後にお尋ねしますけれども、特に電算の係のほうで、平成19年度は3名ですかね、本年度は係がなくなっておると。今、説明では給付係で対応をしておりますよというふうなことでございますけれども、そしてまた、ますます電算のシステムなり、あるいは電算処理のウエートが高くなってくだろうというふうな答弁でございましたけれども、そういうふうなことでありますと、やはりこの電算の係を、別途、係として設定の必要があるんじゃないかと。非常に大きな予算

措置にも金額が今後出てくるというふうに思いますけれども、この電算係の廃止、この資料だけ見ますと廃止になっておるというふうなことでございますので、廃止をされた理由と、今後、やはり私は電算係はスムーズな業務運営には係として設定をしておくべきじゃないかというふうに思いますけれども、その辺の見解についてお伺いします。

○馬場俊行事務局長

20年度の広域連合の組織体制につきましては、前提としては19年度中に電算システムの構築が完了し、20年度から制度がスタートするという前提で作業を進めてまいりました。結果的にソフトの提供が国からおくられまして、20年度に若干ずれ込んだ部分がござります。

電算係を廃止しましたのは、一義的には電算係長が国保連合会からの派遣職員であったということがございましたが、電算のシステム開発については国保連合会のほうに委託しておりますので、職員が直接的にシステム構築の仕事をするわけではございませんので、担当しておいた職員は給付係の中にその職員を吸収させまして、引き続き電算の仕事をしていただいているという状況にございます。

ただ、今後、その電算システム、業務がすべて電算システムがうまくいくかどうかで決まっておりますので、現時点では電算係を廃止しておりますが、今後、その点を含めまして、また組織を検討していきたいというふうには思っております。よろしくお願ひします。

○白武 悟議員

今、国保連合会ということが出ましたけれども、19年度は国保連合会のほうから職員の派遣を受けておりましたけれども、平成20年度につきましては国保連合会の職員の方は派遣をされていないと。ただ、今答弁を聞きますと、やはり費用が若干かかるにいたしましても、国保連合会の委託をするについても、国保連合会の職員の派遣を受けて、ここの広域連合のほうに常駐をしていただいたほうがスムーズな業務処理、運営が可能になるんじゃないかというふうに理解をいたしますけれども、この国保連合会ですね、ようやく指導開始をす

るという段階で国保連合会の職員の方がお戻りになったというふうな経過はどういった経過でございますか。

○馬場俊行事務局長

準備段階の平成19年度は派遣協力をいただきましたけれども、20年度は国保連合会のほうとも協議しましたが、連合会のほうもそんなに職員がふえないという状況もございまして、うちのほうで電算を担当していた係長がそのまま連合会にお戻りいただいて、向こうでその業務もあわせて行っていただければ、業務的にはスムーズにいくなという判断で対応してきたところでございます。

以上です。

○白武 悟議員

何遍も申し上げますように、要は被保険者に対しますこういった業務処理がスムーズにいく体制を考慮いただくというふうな視点から、十分またそういった点も含めまして御検討をお願いしたいというふうに思います。

最後の人事ローテーションの関係でございしますが、サイクルにつきましては、基本的には3年サイクルだけれども、一度にローテーションを変えるわけにいかんということから、2年・3年・4年のサイクルでやっていきたいというふうな答弁でございましたけれども、1つは、当初要請をされましたときに、私の理解では各市町にそれぞれ総務に精通されている方とか、あるいは電算に精通されている方、そういった方を、あるいは中堅的係長クラスというふうな方を要請をして、派遣をしていただいたというふうなことでございますけれども、今後、この人事のローテーションが派遣でございしますので、非常に難しくなってくる。年齢構成とか、そういったものが非常に難しくなってくるんじゃないかというふうに思いますけれども、内部での、もちろん派遣等のローテーションは2年・3年・4年というところでございしますが、内部での人事の配置の異動と申しますか、こういった点につきまして、私はやはり適材適所じゃないわけですが、一応広域連合として、各市町からは派遣を受けたけれども、やはり内部的に1年、真っすぐいきませんけれども、

1年ぐらい経過をして、内部異動、配置異動、こういったものをしたほうがよりスムーズにいくんじゃないかというふうに思いますけれども、その内部異動の見解につきましてお伺いしたいと思います。

○井邊正文総務課長

ことしもございましたけど、もちろん総務係から1名増員、それは人間が足りなくなってきたので、派遣もしておりますが、やはり適材適所というのもございますので、当然、よりその方の能力が伸ばせるところへの変更等は考慮していかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○白武 悟議員

要は、何遍も申し上げましたけれども、被保険者に対しますサービスが落ちないように、こういった点を基本にさせていただいて、広域連合、あるいは各市町との連携プレーを十分にさせていただき、体制についても十分考慮いただくようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。

○武藤恭博議長

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終結いたします。

◎ 討 論

○武藤恭博議長

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

◎ 採 決

○武藤恭博議長

これより議案の採決を行います。

まず、第6号議案を採決いたします。

第6号議案は原案を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第6号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第7号議案を採決いたします。

第7号議案は原案を可決することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案を採決いたします。

第8号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案を採決いたします。

第9号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案 専決処分についてを採決いたします。

第10号議案は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第10号議案は原案のとおり承認されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○武藤恭博議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○武藤恭博議長

以上をもちまして、議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉

会いたします。

午前11時25分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 岸 川 学

議 会 事 務 局 副 局 長 石 橋 光

参 事 井 邊 正 文

書 記 中 原 賢 一

書 記 中 野 晃 一

書 記 末 吉 浩 昭

書 記 稲 澤 庫 雄

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 武藤 恭博

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 宮原 宏典

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 吉富 隆

会議録調製者
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長 岸川 学

(資料) 一般質問項目表

○ 一般質問

平成20年8月定例会

質問順	氏名	質問方式	質問事項
1	本田 耕一郎	一問一答	1 制度の周知について しょうがい者及び認知症の人たちへの周知をどうするのか（前回の答弁のその後） 2 広報の充実について ホームページでの情報発信は十分とは思われないが、現状と対策を問う 3 県内自治体への支援策について 今回の制度変更に伴う、各自治体への費用等の支援はどうか
2	白武 悟	一問一答	1 広域連合の運営について (1) 広域連合と各市・町の業務分担はどのようになっているか。 (2) 各市・町の関係者との連携・調整はどのようになされているのか。（内容・方法・回数等） (3) 広域連合の業務処理体制について （平成19年度体制と平成20年度体制の業務処理・要員の変更について） (4) 人事ローテーションについて